



山形県公報

令和3年9月14日(火)
第238号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農業経営・所得向上推進課) ……915
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同
- 第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可……………(水産振興課) ……916
- 森林法に基づく通知に代わる告示……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 県道の供用の開始……………(庄内総合支庁建設総務課) ……923
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………924
- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正……………925

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(村山総合支庁建設総務課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第729号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年9月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月県告示第1001号)の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.70%」を「年0.80%」に改める。

#### 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和3年8月19日から適用する。
- 令和3年8月19日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 山形県告示第730号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年9月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程(昭和44年9月県告示第967号)の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.70パーセント」を「年0.80パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和3年8月19日から適用する。
- 2 令和3年8月19日に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第731号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

令和3年9月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 漁業権者の名称及び住所
  - (1) 名 称 小国川漁業協同組合
  - (2) 住 所 最上郡舟形町舟形4723番地
- 2 漁業権の免許番号  
内共第11号及び内共第12号
- 3 変更の内容

第7条第1項の表中

|     |                                                |   |                             |
|-----|------------------------------------------------|---|-----------------------------|
| 小国川 | 最上郡最上町大字富澤地内赤倉堰堤から下流200メートルの地点まで               | を |                             |
|     | 最上郡最上町大字富澤地内赤倉堰堤から下流200メートルの地点から下流200メートルの地点まで |   | ダム工事に必要な期間として、組合が定めて公示する期間  |
|     | 最上郡最上町大字富澤地内赤倉堰堤から上流2000メートルの地点まで              |   | 試験湛水等に必要な期間として、組合が定めて公示する期間 |

|     |                                  |
|-----|----------------------------------|
| 小国川 | 最上郡最上町大字富澤地内赤倉堰堤から下流200メートルの地点まで |
|-----|----------------------------------|

に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項

とし、第4項を第3項とする。

- 4 変更後の遊漁規則の施行日  
令和4年4月1日

山形県告示第732号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のとおり保安林に係る指定施業要件を変更する予定である旨の通知をすべきところ、所有者の所在が不分明であるので、同法第189条の規定により、その通知の内容を小国町役場、白鷹町役場及び飯豊町役場の掲示場に掲示した。

令和3年9月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字小坂字中谷地680番1、字萱森679番1、字蓬立678番、字八幡館681番1
- (2) 森林所有者の氏名  
新東北株式会社
- (3) 通知の要旨  
令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び飯豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西置賜郡白鷹町大字荒砥乙字若布沢3164番34
- (2) 森林所有者の氏名  
田中金彌
- (3) 通知の要旨  
令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西置賜郡白鷹町大字荒砥乙字若布沢3164番79、3164番85、3164番86、3164番87
- (2) 森林所有者の氏名  
大貫宏次
- (3) 通知の要旨  
令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西置賜郡白鷹町大字荒砥乙字若布沢3164番79、3164番85、3164番86、3164番87
- (2) 森林所有者の氏名  
大貫弘子
- (3) 通知の要旨  
令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西置賜郡小国町大字今市字漆沢708番7、708番43、708番49、708番51、708番63、708番64、708番65、708番67、708番79、708番89、708番97、708番120、708番127、708番143、708番144
- (2) 森林所有者の氏名  
栗田正喜
- (3) 通知の要旨  
令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西置賜郡小国町大字今市字漆沢708番18、708番52
- (2) 森林所有者の氏名  
喜多秀明
- (3) 通知の要旨  
令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西置賜郡小国町大字今市字漆沢708番29
- (2) 森林所有者の氏名  
齋藤佳奈

## (3) 通知の要旨

令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 8 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字今市字漆沢708番105、字滝上709番16、709番29、709番32、709番37、709番41、709番44、709番46、709番49、709番52、709番54、709番63、709番65

## (2) 森林所有者の氏名

横山弘子

## (3) 通知の要旨

令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 9 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字今市字漆沢708番116

## (2) 森林所有者の氏名

仁科光悦

## (3) 通知の要旨

令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 10 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字今市字漆沢708番142

## (2) 森林所有者の氏名

齋藤忍

## (3) 通知の要旨

令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 11 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番

## (2) 森林所有者の氏名

安部東一

## (3) 通知の要旨

令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 12 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番

## (2) 森林所有者の氏名

渡部力

## (3) 通知の要旨

令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- て縦覧に供する。)
- 13 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
- (2) 森林所有者の氏名  
渡部弥一
- (3) 通知の要旨  
令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 14 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
- (2) 森林所有者の氏名  
伊藤啓三
- (3) 通知の要旨  
令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 15 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
- (2) 森林所有者の氏名  
二馬一郎
- (3) 通知の要旨  
令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 16 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
- (2) 森林所有者の氏名  
遠藤久兵衛
- (3) 通知の要旨  
令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 17 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
- (2) 森林所有者の氏名  
二村惣蔵
- (3) 通知の要旨  
令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 18 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
- (2) 森林所有者の氏名  
遠藤ハナヨ

## (3) 通知の要旨

令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 19 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番

## (2) 森林所有者の氏名

山口弥之助

## (3) 通知の要旨

令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 20 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番

## (2) 森林所有者の氏名

市川小三郎

## (3) 通知の要旨

令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 21 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番

## (2) 森林所有者の氏名

遠藤忍

## (3) 通知の要旨

令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 22 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番

## (2) 森林所有者の氏名

市川せつ

## (3) 通知の要旨

令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 23 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番

## (2) 森林所有者の氏名

安部勇

## (3) 通知の要旨

令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 24 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
- (2) 森林所有者の氏名  
渡部千代子
- (3) 通知の要旨  
令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 25 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
- (2) 森林所有者の氏名  
渡部松榮
- (3) 通知の要旨  
令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 26 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
- (2) 森林所有者の氏名  
後藤重雄
- (3) 通知の要旨  
令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 27 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
- (2) 森林所有者の氏名  
渡部弥助
- (3) 通知の要旨  
令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 28 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
- (2) 森林所有者の氏名  
渡部多仲
- (3) 通知の要旨  
令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 29 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
- (2) 森林所有者の氏名  
脇吉雄
- (3) 通知の要旨

令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 30 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番  
(2) 森林所有者の氏名  
遠藤文司  
(3) 通知の要旨  
令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 31 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番  
(2) 森林所有者の氏名  
丹弘次  
(3) 通知の要旨  
令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 32 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番  
(2) 森林所有者の氏名  
伊藤松男  
(3) 通知の要旨  
令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 33 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番  
(2) 森林所有者の氏名  
遠藤敬一  
(3) 通知の要旨  
令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 34 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番  
(2) 森林所有者の氏名  
渡部勝  
(3) 通知の要旨  
令和3年6月22日付け県告示第543号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）



山形県告示第733号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和3年9月14日から同月28日まで縦覧に供する。  
令和3年9月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 円能寺砂越停車場線
- 2 供用開始の区間 酒田市山谷新田字下川原108番3から  
同 101番2地先まで
- 3 供用開始の期日 令和3年9月14日

山形県告示第734号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和3年9月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

|       |   |       |                    |   |
|-------|---|-------|--------------------|---|
| 別表第1中 | " | 神町支店  | 東根市神町中央一丁目<br>9番3号 | を |
|       | " | 尾花沢支店 | 尾花沢市中町5番1号         |   |

|   |       |            |       |
|---|-------|------------|-------|
| " | 尾花沢支店 | 尾花沢市中町5番1号 | に改める。 |
|---|-------|------------|-------|

|       |   |        |             |   |   |   |
|-------|---|--------|-------------|---|---|---|
| 別表第2中 | " | 鶴岡駅前支店 | 鶴岡市日吉町9番18号 | " | " | を |
|       | " | みどり町支店 | みどり町31番26号  | " | " |   |

|   |        |               |   |   |    |
|---|--------|---------------|---|---|----|
| " | みどり町支店 | 鶴岡市みどり町31番26号 | " | " | に、 |
|---|--------|---------------|---|---|----|

|   |      |               |   |   |   |
|---|------|---------------|---|---|---|
| " | 三瀬支店 | 鶴岡市本町二丁目1番13号 | " | " | を |
|---|------|---------------|---|---|---|

|   |        |               |   |   |    |
|---|--------|---------------|---|---|----|
| " | 鶴岡駅前支店 | 鶴岡市本町二丁目1番13号 | " | " | に、 |
| " | 三瀬支店   | "             | " | " |    |

|   |           |               |   |   |
|---|-----------|---------------|---|---|
| 〃 | 東根支店本町出張所 | 東根市大字東根甲537番地 | 〃 | 〃 |
|---|-----------|---------------|---|---|

を

|   |           |               |   |   |
|---|-----------|---------------|---|---|
| 〃 | 東根支店本町出張所 | 東根市大字東根甲537番地 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 神町支店      | 〃 中央二丁目1番10号  | 〃 | 〃 |

に改める。

**附 則**

この規程は、令和3年9月21日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中

|   |        |              |   |   |
|---|--------|--------------|---|---|
| 〃 | 鶴岡駅前支店 | 鶴岡市日吉町9番18号  | 〃 | 〃 |
| 〃 | みどり町支店 | 〃 みどり町31番26号 | 〃 | 〃 |

を

|   |        |               |   |   |
|---|--------|---------------|---|---|
| 〃 | みどり町支店 | 鶴岡市みどり町31番26号 | 〃 | 〃 |
|---|--------|---------------|---|---|

に改める部分及び

|   |      |               |   |   |
|---|------|---------------|---|---|
| 〃 | 三瀬支店 | 鶴岡市本町二丁目1番13号 | 〃 | 〃 |
|---|------|---------------|---|---|

を

|   |        |               |   |   |
|---|--------|---------------|---|---|
| 〃 | 鶴岡駅前支店 | 鶴岡市本町二丁目1番13号 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 三瀬支店   | 〃             | 〃 | 〃 |

に改める部分は、同月27日から

施行する。

**選挙管理委員会関係**

**告 示**

**山形県選挙管理委員会告示第64号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和3年9月14日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,148人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 213,420人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名      | 3分の1の数  | 選挙区名      | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-----------|---------|-----------|---------|------|---------|
| 山形市       | 68,577人 | 上山市       | 8,584人  | 南陽市  | 8,680人  |
| 米沢市       | 22,294人 | 村山市       | 6,647人  | 東村山郡 | 7,128人  |
| 鶴岡市       | 35,140人 | 長井市・西置賜郡  | 15,128人 | 最上郡  | 10,684人 |
| 酒田市・海部郡   | 32,579人 | 天童市       | 17,211人 | 東置賜郡 | 10,586人 |
| 新庄市       | 9,764人  | 東根市       | 13,164人 | 東田川郡 | 7,924人  |
| 寒河江市・西村山郡 | 22,024人 | 尾花沢市・北村山郡 | 6,343人  |      |         |

山形県選挙管理委員会告示第65号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

令和3年9月14日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕谷真生

- 「 〃 尾花沢市中心商店街活性化センター」を 「 〃 尾花沢市共同福祉施設 に、  
 「 〃 尾花沢市学習情報センター 」
- 「 〃 勤労文化センター を「 〃 中山町防災センター」に、  
 「 〃 中山町防災センター」
- 「 〃 豊田地区農業集落多目的集会施設 を「 〃 中山町岡地区文化交流センター」に、  
 「 〃 中山町岡地区文化交流センター 」
- 「 〃 川西町吉島地区交流センター を「 〃 川西町吉島地区交流センター」に、  
 「 〃 川西町東沢活性化センター 」
- 「 〃 叶水基幹集落センター を「 〃 叶水基幹集落センター」に改める。  
 「 〃 白沼老人憩いの家 」

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年9月14日

山形県村山総合支庁長 武田啓子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁 6階 共用入札室

(2) 日時 令和3年10月27日（水） 午後1時30分

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム） 1,513,000キログラム
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで
- (4) 納入方法及び納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和3年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和3年1月29日付け県公報第175号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係 電話番号023(621)8185
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審

査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和3年10月13日（水）午後4時まで山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Sodium chloride, 1,513,000kg
- (2) Time-limit for tender: 1:30 P.M. October 27, 2021
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Construction Administration Division, Yamagata Murayama Government, 19-68 Teppoumachi 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2492 Japan  
TEL 023(621)8185

令和3年9月14日印刷 発行所 山形県庁  
令和3年9月14日発行 発行人 山形県